

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行約款	変更後約款
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)
第2条 定義 本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。 <ul style="list-style-type: none">・西松屋チェーンギフトカード 西松屋チェーンギフトカードとは、当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに替えて、あらかじめ入金された金額をもって西松屋チェーン全店（以下「当社店舗」といいます。）及び西松屋公式オンラインストア（以下「公式オンラインストア」といいます。）において商品を購入することができる機能のもの（以下「カード」といいます。）をいいます。・商品 商品とは、当社店舗及び公式オンラインストアで販売する商品（西松屋チェーンギフトカード及び西松屋チェーンデジタルギフトを除く。）をいいます。	第2条 定義 本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。 <ul style="list-style-type: none">・西松屋チェーンギフトカード 西松屋チェーンギフトカードとは、当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに替えて、あらかじめ入金された金額をもって<u>日本国内の</u>西松屋チェーン全店（以下「当社店舗」といいます。）及び西松屋公式オンラインストア（以下「公式オンラインストア」といいます。）において商品を購入することができる機能のもの（以下「カード」といいます。）をいいます。・商品 商品とは、当社店舗及び公式オンラインストアで販売する商品（西松屋チェーンギフトカード及び西松屋チェーンデジタルギフトを除きます。）をいいます。
第3条～第6条 (条文省略)	第3条～第6条 (現行通り)
第7条 カードのご利用 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. 一度のお支払いにご利用いただけるカードの枚数は、当社店舗での購入時は5枚まで、公式オンラインストアでの購入時は1枚とさせていただきます。 4. (条文省略) 5. (条文省略) 6. (条文省略)	第7条 カードのご利用 1. (現行通り) 2. (現行通り) 3. <u>一度のお支払いにご利用いただけるカードの枚数は5枚までとさせていただきます。</u> 4. (現行通り) 5. (現行通り) 6. (現行通り)
第8条～第12条 (条文省略)	第8条～第12条 (現行通り)

<p>第13条 システム保守</p> <p>カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情により当社店舗の一部または全店、及び公式オンラインストアにおいて、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことによってお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第13条 システム保守</p> <p>カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情により当社店舗の一部または全店、及び公式オンラインストアにおいて、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことによってお客様に不利益または損害が生じた場合 <u>(当社の故意または重過失による場合を除きます。)</u> でも、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>第14条～第18条 (現行通り)</p>
---	--